

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手続

市町村長の事務の代行をする都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならないものとする。そのほか、都道府県知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならないものとする。

(新設第三十六条の二関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)